

空気調和機器稼働事業補助金についてのお知らせ

●空気調和機器稼働事業補助金について

空気調和機器稼働事業補助金とは、北関東防衛局の助成による防音工事を実施した住宅にお住まいの方に対して、住宅防音工事により設置した空気調和機器（冷房機及び換気扇。以下「エアコン等」という。）の使用に伴う電気代の一部を補助するものです。

●補助を受けられる方

以下の条件を全て満たした方が補助金を受給することができます。

- ① 自衛隊等の飛行場（横田、百里、入間、下総、厚木（町田市のみ）、木更津、宇都宮、霞ヶ浦及び相馬原）周辺において北関東防衛局の助成による住宅防音工事を実施した住宅に居住している方
- ② 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている方

※ この補助金は、生活保護上、収入として認定されない取扱いとなっているため、この補助金を給付されたことによる生活扶助費の減額はありせん。

●補助の対象となる経費

稼働費と地方事務費を合算した額が補助額となります。

(1) 稼働費（補助限度額：10,470円）

次のアとイを合算した額が稼働費となります。

ア 住宅防音工事により増加した基本料金の増加分の補助対象期間における合計額。

※ ただし、住宅防音工事に伴う基本料金の増加が無い場合については補助対象となりません。

補助対象期間：原則として2月利用分から翌年1月利用分までの期間

イ 住宅防音工事により設置したエアコン等の稼働に伴い増加した、補助対象期間における電力量料金

補助対象期間：原則として6月利用分から9月利用分までの期間

補助の額：原則として補助対象期間の電力量料金からそれぞれ5月利用分の電力量料金を差し引いた額の合計額

(2) 地方事務費

補助金等交付申請書の郵送費 84円

※補助額算定例

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
ア	273	273	273	273	273	273	273	273	273	273	273	273	3,276
イ	-	-	3,944	4,222 (278)	4,589 (645)	5,031 (1,087)	5,007 (1,063)	-	-	-	-	-	3,073

ア＝増加分基本料金、イ＝電力量料金※（）は基準月の5月との差額

稼働費（ア＋イ）6,340 + 地方事務費84 = 補助額6,424

※以下の点にご注意下さい

- ◆ 補助額算定の結果、稼働費に10円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てとなります。
- ◆ 電気料金の滞納分については、補助することができない場合があります。
- ◆ 電気料金の領収書が無い月については補助することができません。
- ◆ 補助対象期間の途中において、被保護者で無くなった場合や転出した場合、又は新たに被保護者になった場合には、それぞれの補助対象期間に応じた補助の額となりますので、これに該当する方は北関東防衛局へご相談ください。

●補助金を受けるために必要な事務手続

(1) 交付申込書の提出

補助金の交付を希望される方は、北関東防衛局から皆様に配布する「空気調和機器稼働事業補助金交付申込書」に必要事項を記入の上、**令和5年11月30日(必着)**までに、郵送により北関東防衛局へご提出ください。

交付申込書の配布時期は10月下旬を予定しています。

また、新規で助成を希望される方につきましては、令和5年11月24日までに北関東防衛局までご連絡いただくようお願い致します。

(2) 交付申込書に必要な添付書類

- ◆ 生活保護受給証明書または中国残留邦人等支援給付受給証明書
- ◆ 電気料金領収証（電気料金領収証が無い場合は電力会社が発行する支払証明書）
 - ① 住宅防音工事により基本料金が增加している場合
 - ・ 2月利用分から翌年1月利用分までの領収証
 - ② 住宅防音工事により設置したエアコン等の稼働により、補助対象期間において電力量料金が增加した場合
 - ・ 5月利用分から9月利用分までの領収証
- ◆ ご使用期間、料金内訳、ご契約A（アンペア）が確認できる書類
利用明細、内訳書等

※以下の点にご注意ください

- ◆ 領収証の〇月利用分について
〇月利用分とは、検針期間の過半数の日数を占める月のことをいいます。
（例：5月利用分の場合
検針期間（利用期間） 5月2日～6月1日 ）
- ◆ 本申込書に記載された個人情報、本補助金の交付に関する業務にのみ利用されます。
- ◆ 現在、銀行等の口座をお持ちでない場合は、申込書を提出する時までに口座を新設していただくをお願いします。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、法律による処罰の対象となります。

<お問い合わせ>

上記の内容についてご不明な点などがございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

担当部署：北関東防衛局 企画部 住宅防音課
住宅防音第1係

所在地：〒330-9721
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

電話番号：048-600-1818（直通）